

いじめという一つの言葉ですべてを議論するということは難しいと考えています。

Q 学校というのは、子供たちが本当に生き生き学んで、わかる楽しさを知り、友人付き合

いもしていくところで、社会の病理の防波堤にならないければならない。ところが、今の学校は、かえっていじめに拍車をかけるような状況になっている。その背景として、日本の貧困な教育条件と、子どもを大切にしない教育政策とともに、教師の多忙化がある。少人数学級を実現し、大変な学級は複数担任制にする。また、スクールカウンセラー等も多く配置し、養護教諭についても複数配置するという手だてをとることが必要ではないか。

A 市長 基本的に人間能があるということを考えなければ、この問題は既に存在しないのでは。教育条件を整えていけば解決できるという問題で

もないと考えます。

A 教育長 人間というのは完璧なものではなく、有史以来、人間同士の争いは絶えません。市教委は、善悪規範について毅然とした態度で臨みたいと思っています。

Q 自殺事件のあった大津の中学校は国の道徳教育の研究指定校だった。「いじめ本能論」の結論は、道徳教育、規範意識の強化に行き着く。規範意識の強化ではいじめはなくならない。いじめを克服する力は、子どもたち自身にある。クラス会、児童会、生徒会などで、議論を深めることが決定的に重要だ。必要ならば、通常の授業を取りやめてでも、中途半端でない、子どもたち同士が本音を出し切る討論ができる環境を整えることが、必要ではないか。

A 教育長 子どもたちは自身の解決論が述べられました。これはぜひ進めたいな、進めなければならぬと思っております。

Q いじめの問題は、学校や教育委員会だけでは解決できない。岐阜県の可児市は、この9月議会に、いじめ防止条例を提案した。この条例の特徴は、いじめ防止の基本的な理念を示し、市の責務、学校の責務、保護者の責務、市民・事業者の責務を明記して、相互に連携して、いじめ問題に取り組みべきことを明確にしたこと、また、市として、いじめ防止専門委員会を設置し、いじめ問題を、学校や教育委員会任せにせず、行政のトップ、すなわち市長がいじめ防止の先頭に立つことをアピールした点だ。市でも、いじめ防止条例を制定すべきではないか。

A 市長 いじめを社会全体の問題としてとらえて、もっと社会としてすべきことがあるという観点からすれば、教育委員会を外から監視するのではない条例ができると思います。少し勉強させてください。

Q 中学校での武道必修化の安全対策は
新学習指導要領が、今年度から全面实施され、この2学期以降、市内の中学校でも、武道の授業が開始される予定で、6校中5校が剣道、1校が柔道を選択したと聞いた。ここで問題は、特に柔道で死亡事故や重度の障害を負う事故が多発している点。過去28年間に中学校、高校で発生した柔道事故で114人が死亡し、275人が重度の障害を負っている。単純計算では、毎年4人が死亡し、10人が重い障害を負っている。武道の必修化にともなう安全対策についてどう考えるか。

A 教育長 柔道の事故からも注意事項が届いております。通達をしっかりと守っていけばよいわけですが、指導に当たる教師が必ずしも専門家ではないので、どこの学校でも一抹の不安は持っているかと思っております。

Q 学校図書館は、児童生徒の読書センターや学習情報センターとしての機能、教員のサポート機能、また、学年、クラスを超えた子供たちの居場所を提供する機能を発揮することが期待される。現在、市でも、各小中学校に司書教諭の資格を持つ教員が配置されているが、専任でないために、学校図書館の経営に当たるとは困難な状況だ。学校図書館が、その機能を十分に発揮するためには、専任・専門・正規の学校図書館担当職員いわゆる学校司書を計画的にすべての小中学校に配置すべきではないか。

A 教育長 読書、国語力の推進、これは国県の重要施策でもあり司書教諭の配置も強く県に要望しています。司書教諭だけでなく、30人学級の達成のための教員配置、少人数生徒指導、特別支援学級の教諭、学校栄養教諭、公務多忙を補う職員配置などお願いしていますが、優先順位からすると、大変厳しい状況です。

Q 教育施設での全面禁煙(敷地内禁煙)を
厚生労働省は、受動喫煙防止のために、多数の者が利用する公共的な空間については、原則的に全面禁煙にすべきとの通知を出している。文科省がこの4月に実施した学校での受動喫煙の防止対策の全国調査で、敷地内全面禁煙を実施している学校は、全体の82.5%。市内の幼稚園、小中学校、保育所、こども園も含めて、敷地内全面禁煙を実施すべきではないか。各施設の現状と今後の対応についてはどうか。

A 教育長 市内5幼稚園、13小学校、6中学校で敷地内禁煙の実施は4幼稚園、6小学校で41.7%です。今後、学校敷地内の全面禁煙について、学校と協議をしていきます。

A 保健福祉部長 公立保育所3か所、こども園3か所、すべての園で敷地内全面禁煙となっております。